

# 宇治茶生産省エネ推進緊急対策事業実施要領

令和4年7月11日 4農産第680号

## 第1 趣旨

知事は、コロナ禍の長期化に加え、ウクライナ情勢に伴う燃油等の価格高騰により、生産コストが増加し厳しい経営状況にある茶生産農家に対して、低コスト化や効率化に寄与する省エネルギー型の製茶機器を導入・設置する取組を支援するため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

## 第2 補助対象等

本事業の補助対象経費、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助要件、補助率及び補助上限は、別表のとおりとする。

## 第3 事業の実施等

### 1 交付申請

- (1) 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- (2) 知事は、前項に規定する申請書を受理し、その申請内容が本事業の趣旨に照らして適当と認めるときは、補助対象事業者に対して、規則第7条に規定する補助金の交付決定を行うものとする。

### 2 補助事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の廃止
- (2) 事業内容の追加又は変更
- (3) 補助金額の増又は2割を超える減

### 3 実績報告

規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、事業完了後別途定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### 4 支払方法

- (1) 補助金の支払方法は、原則、規則第14条に規定する補助金の額の確定後の精算払とする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- (2) 補助事業者が概算払を請求する場合、別記第4号様式により請求するものとする。

る。

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の1の(2)の交付決定の日から補助金の交付決定に係る年度の3月31日までとする。

#### 第5 補助金の経理等

補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

#### 第6 財産処分の制限

- 1 補助事業者が補助金で取得又は効用の増加した財産（1件当たり50万円以上）については、財産管理台帳（別記第3号様式別紙3）を作成するとともに、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）は、知事の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- 2 本事業の実施に伴って財産を処分する場合は、当該財産取得時に補助金が活用されていないか確認の上、補助金が活用されている場合は、当該補助金に係る財産処分の制限に沿って、適正に処分するものとする。

#### 第7 書類の提出先

この要領に基づき知事に提出する書類は、補助対象事業者又は補助事業者の荒茶製造工場の所在地が京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町にあっては知事に、その他の場合にあっては当該補助対象事業者又は補助事業者の荒茶製造工場の所在地を所管する京都府広域振興局長を経由して、知事に提出するものとする。

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この実施要領は、令和4年7月11日から施行する。

別表

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 補助対象経費  | 荒茶製造工場の燃油等使用量削減に寄与する、省エネルギー型の製茶機器の導入・設置に要する経費（ただし消費税除く）     |
| 補助対象事業者 | 荒茶製造工場を運営する、京都府内の茶生産農家又は茶生産農家で構成する組織（荒茶製造工場単位で申請するものとする）    |
| 補助要件    | 国の燃油高騰対策「茶セーフティネット構築事業」に加入していること又は次回申請時の加入を確約すること           |
| 補助率     | 3 / 4 以内（ただし予算の範囲内で交付）                                      |
| 補助上限    | 1 補助事業者当たりの補助金額は、 <u>共同工場 1,000 万円、個人工場 400 万円</u> を補助上限とする |